

(第十三部)

第五回 參議院運輸委員會會議錄 第十一号

(二二五)

昭和二十四年四月二十六日(火曜日)

午前十時三十九分開會

本日の會議に付した事件

○航路標識法案(内閣提出)

○港則法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員(榎谷勲君) これより會議を開きます。本委員会に航路標識法案が付託になっております。これを議題に供します。先ず政府委員の御説明を願います。

○政府委員(加藤常太郎君) 只今委員長からお話のありました航路標識法案の提案理由を御説明いたしたいと存じます。

從來航路標識に関する法令としては、明治二十一年に制定された勅令の「航路標識條例」というのがありますが、これは旧憲法施行前のものであり、新憲法が施行になった今日の法令体制上形式的にも甚だ現代に不相應なものであります。その内容においても現情勢に適應しないものでありますので、船舶交通の安全を確保し、船舶の運航能率の向上に資するため、航路標識の設置、維持及び運営に関する新たな法律を制定する必要があります。これが航路標識法案を國會に提出する理由であります。本法案は、航路標識條例に全面的な改正を加え種々の新しい規定を折込んだものであります。その内容の要点は次のごとくであります。

一、法律の目的及び航路標識という用語の定義についての規定を設けまし

た。二、航路標識の設置及び管理は、原則として海上保安廳において行うこととした。三、海上保安廳以外のものにも、自己の業務のためにのみ使用する場合等の事由があるときは、海上保安廳長官の許可の下に、航路標識の設置及び管理を認めることとした。四、海上保安廳長官は、海上保安廳以外のものが設置した航路標識についても監督権を有し、その所有者又は管理者に対し、必要があると認めるときは、その修理、改善、移転、撤去等の措置を命ずることができる。五、航路標識の現況に変更があつたときは、海上保安廳長官はそれについての告示を発する旨の規定を置きました。六、航路標識の事故を発見した者に、これを海上保安廳の事務所に通報すべき義務を課すこととした。七、航路標識の保全のため、類似燈火又は音響の使用を制限し、船舶の航行に支障を及ぼす行為を禁止する等の規定を置きました。八、損失補償についての規定を設け、賠償及び訴願の制度を規定して私人の権利の制限に対し償金を期しました。九、罰金額を現代に相應したものに改めました。以上簡單であります。提案理由の御説明を終ります。何とぞ慎重御審議あらんことをお願いいたします。

○委員(榎谷勲君) 本案に対する質疑は後述にいたします。

○委員(榎谷勲君) 次に港則法の一部を改正する法律案を議題に供します。これに対して質疑はありませんか。ありましたらどうぞ。

○委員(榎谷勲君) 本日やりますか。

○委員(榎谷勲君) ええ、今日片附けて衆議院に廻してしまいたいと思つて、若し研究の面で質疑があるようであつたら必ずしも今日やる必要はないんですが……

○丹羽五郎君 現在港長は何名くらいあるのか一應お尋ねしたいと思つてお

○政府委員(大久保武雄君) 現在この港則法は港域法の定めておられますところの四百十八港に対して適用されております。その中で特定港五十六港に港長を置くという建前に相成つております。

○丹羽五郎君 この港則法の改正をいたしまして、將來港長を増減するといふ政府に意図はあるのですか。

○政府委員(大久保武雄君) 只今港長の定員につきましては、予算上なかなか完全なる充足すらできないような状態でございます。一部の港におきましては、海上保安廳の出先機関の職員をして港長を兼任させるという措置も取りまして、海上保安廳の本来の行政と、港の安全に関する警察行政とか両々円滑に進歩いたしますような便宜的な手段を取つております。この際改正する場合に、特定港の外にもこれを

適用することになるのですが、この法律施行に伴つて経費はどういうふうになつておられますか、何つて置きたいと思つておられますか。

○政府委員(大久保武雄君) 港則法の港長制度に伴う事務所設置に関する経費は一應計上されておられます。本法案によつて特段の設備費その他を要するといふ次第ではないのでございませぬ。

○委員(榎谷勲君) 例へば小樽の港ですね。港内が非常に汚い、掃除しろというふうなことを関係方面から命令された場合においては、市の負担におつてやつておるといふような事例もあるのですが、その区別は一体どうなるのですか。大隅さん、横須賀港あたりの掃除はどうしておられますか。

○大隅三三君 清掃ですか、まだやつていません。

○委員(榎谷勲君) やつていませぬか、國がやるのか、或いは市がやるのか、それがはつきりしない。関係方面から命令するのだからどうもしようがない。

○政府委員(大久保武雄君) 今度港内の水質汚濁の防止に関する規定を設けておられますが、從來はそういう規定もございませぬので、殆んど海上保安廳といつた次第でございます。今後におきましては、水質汚濁、例へば塵芥の捨場といつたような場合におきましては、港内におけるごみ船を利用し

て、そうしてこれを捨てさせるといふことが出来ます。この場合におきましては、ごみ船の経営者との間の一つの協定になるものと存じます。尚又不当に石炭から等を投棄いたしました、非常に港の安全を害するといつたような事態を起しました場合におきましては、故意にそういう措置をやりました者に対して、原状を回復せしめるという措置は、海上保安廳として強制できることになつております。

○小野哲君 只今の政府委員の説明によりますと、この港則法の改正に伴う経費は、主として施設費にあるように伺つたのですが、従つて今委員長からお話になりました港内の清掃等に要するための費用は、この改正法の中にどういふことになつておられますか。これは恐らく義務費になつて来るのではないかと、こう思うので、従つて、これらの経費が二十四年度の予算にどの程度計上されているか、そうでなければこの改正法律案が成立いたしましたも、なか／＼実行は困難であり、同時に海上保安廳の経費の中から支弁するの、或いは又当該港の種別によりましては、國の直轄のものもあるし、或いは又地方公共団体のものもあるし、いろいろと種類があるだろうと思つたので、従つて経費の負担箇所も区々点を見通しをつけて、この改正法律を實施されるのか、この点を更に伺つて置きます。

○政府委員(大久保武雄君) 港長といつたしましては、港の清潔、整頓等に關

する一つの交通警察的な行爲をいたし
ます機関でありますので、港長の経
費といたしましては、さうな費用は
見込んでないのでございます。それ
ぞれの港の経営者、或いは港の清
潔、整頓に関する阻害行爲をいたし
た者に対する一つの法律に基く原状回
復の強制といったような面からいたし
まして、港を維持して行く、かような
筋合いになるものと存じておる次第で
ございます。

○丹羽五郎君 今度の港則法の改正に
よりますと、特定港以外にも港長の
権限をそれに付與するようになってお
りますが、そうしますと、地方警察
との関係は、特定港であれば港長によ
つて港内の処理その他が出来ますが、
特定港以外にもこれを及ぼすというこ
とになつて来ると、地方警察との間に
おける職域上の分岐点が、私ははつき
りしないように考へておりますが、そ
の点はどうなんですか。

○政府委員(大久保武雄君) 陸上の警
察と港長との権限の地域的分配ござ
います。この点に關しましては、海
上保安法に基きまして、港、灣、海峡
その他の水域と、沿岸水域ということ
に相成つておりました。その港がどの
範囲でありますかということ、別に
港域法でこれを定めることに相成つて
おる次第でございます。そこで港域法
におきまして、從來の実情等も
勘案いたしまして、各港にそれ、具
体的に港の範囲を設定をいたしてあり
ます次第でございます。そこで港域法
によつて設定せられた港の領域に
關しましては、海上保安法並びに海上
保安法の機関でありますところの港長
の権限が法律的に設定になる、かよう

に相成る次第でございます。
○委員(横谷勲助君) どうも今小野
委員の質問に対する答弁が納得がで
ませんが、一船舶は、特定港内にお
いて、前項に規定する廢物を処理しよ
うとするときは、命令の定める標識を附
したごみ船であつて、これは勿論その
海上保安部が直轄のごみ船なんですよ
うな。

○政府委員(大久保武雄君) ごみ船
は、私共は特定のごみ船という考へで
ございませんで、おの／＼さういつ
たごみ船の一つの事業体というものが
ございまして、まあそれと船舶との間
の一つの契約行爲と、かように想定を
いたしております次第でございます。
○委員(横谷勲助君) どうもさうい
つたごみ船とごみ船といふものは、つ
まり何です。清掃の目的を達するた
めにこれを処理する、勿論この取締は
いわゆる取締規則であつて、予算が伴
うのではないようなお話であるが、大体
特定の港を清掃する場合において、誰
が捨てたか分らんようなごみが沢山あ
る、例えば川から流れて来るものもあ
るだろうし、さういふものは、それは
何ですか、例えば特定の港の仕事か、
さういふ港の地方の自治体に委すとい
うお考えなんですか。そこがはつきり
しませんか……

○政府委員(大久保武雄君) 只今委員
長のお尋ねは至極お尤もございまし
て、実はこの清掃、汚濁防止に關しま
しては、關係の面が複雑をいたしてお
りまして、例えば厚生省の方の衛生的
な見地からいたしまして、又府縣の
河川の取締の面からいたしまして、
これらの面を総合しました塵芥その他
の取締といふものをどうするかといふ

ことは、更に相当範圍な検討を要す
る面もあるのでございます。ただこの
港長關係の職務をいたしましては、一
應さういふ塵芥に關しまして、濫りに
これを投棄することを制限をするとい
う一つの事項に止めて、これを処
理する事業自体を、或いは業者が営み
ますか、或いは府縣が処置をいたしま
すか、その辺の点につきましては別に
触れていないということが現在の採つ
ております処置でございます。

○委員(横谷勲助君) けれどもそれ
に觸れておらなかつたら法律にならな
いじやないですか。それをはつきりし
なければ……どうですか、大隅君、あ
なたの方の預預買あたりの現況はどう
ですか。
○大隅重三君 續須買あたりの現況
は、これは清掃をやらなければいかん
が、なか／＼費用が……
○委員(横谷勲助君) 誰の責任にお
いてやるかという問題です。
○大隅重三君 只今のところ決まつて
おらんです。

○委員(横谷勲助君) 縣がやるなら
やつてもいいし、これは誰がやるか……
○小野君 実は私から經費の問題を
伺つたのはもう一つ実は關係がありま
すので伺つたのですが、從來沈船の問
題が港内においては非常に重要な問題
であるし、港路閉塞するためにいろ
いろの問題が生ずる虞れがあるのです
が、今回の港則法の改正法律の中に
は、沈船の問題は全然触れておられな
い。ただバラストとか廢油、石炭から
ごみその他については廢物を捨てては
ならん、さういふことになつておりま
すが、又捨てた者についての処理につ

いても尚もう少し伺わなければならん
点があるのですが、只今委員長からも
御指摘になつたのであります。これ
に關連して沈船の問題はどこで取扱わ
れ、又この港則法の關係においてほ
ういふふうなお考へを持つておられる
のか、沈船の問題についてもこれを伺
つて置きたいと思ひます。

○政府委員(大久保武雄君) 只今小野
委員のお尋ねの港路等における沈船の
処理、航路警戒という問題は非常に重
要な問題でございます。この点につ
きましては本年度予算におきましては
閉門並びに瀬戸内海における航路警戒
沈船の航路警戒に對しましては約八千
万円、正確に申しますと七千九百九十
六万円余の予算を組んでおりました。
これはよりまして航路警戒の警戒を行な
つておる次第であります。それから向
合せまして、先程委員長並びに小野委
員からお尋ねの、塵芥、バラスト等の
投棄につきましてはごみ船等を差向け
まして、極力それに積込ませるといふ
処置を採るのでございますが、更にそ
ういふ船がないという場合におきまし
ては、港長の指定する適當な場所にと
これを捨てさせるといつたようなこと
にいたして、万全を期したいと思ひて
おる次第であります。

○小野君 沈船については閉門、瀬
戸内海において、その処理のために八
千万円程度の予算が計上されておると
いうことを伺つたのですが、私の伺つ
ておることは、どこが責任を以てやる
のか、並びにこの閉門、瀬戸内海等
についての予算の計上は他の港について
も同様のことがあるのじやないか、従
つて政府は先ず善治閉門、瀬戸内海
のために予算を計上されておるのか、

その他の港において沈船等のあつた場
合においてはさういふふうな処理をさ
れるのか、尙この港則法の精神から考
へますと、ごみ、石炭からのような廢
物の問題については関心を拂つておる
ように見受けるのですが、それならば
沈船の問題についても、この法律の中
で処理することを規定すべきではない
か、航路の警戒については、石炭から、
ごみよりもむしろ沈船の問題が大きな
問題になつておるので、なぜさうい
うことをこの改正法律案の中にお入れ
ならなかつたか、これらの点について
も理由を伺つて置きたいと、かように
思ひます。

○政府委員(大久保武雄君) 沈船の処
理に關しましては、ボツダム勅令に基
きまして運輸省令四十号を出しまし
て、それに基きまして、航路警戒にお
ける沈船或いはその他の地域における沈
船の引揚げ処理をやつておりますとい
つた状態でございます。

○丹羽五郎君 この改正法のうちで船
舶運上一番重大な点は二十四條の第
三項「港内又は港の境界附近におい
て、石炭、石、れんがその他散乱する廢
のある物を船舶に積み、又は船舶から
卸そうとする者は、これらの物が水面
に脱落するのを防ぐため必要な措置を
しなればならぬ。現在は岸から本
船に石炭を積み、本船から岸に石炭を
卸すといふような方法をやつておりま
す。むろん岸壁から直接に石炭を積み
卸しておるところもございまして、大
部分は本船から岸に石炭を積み卸す
といふような方法でやつておりますか
ら、その脱落を防ぐために必要な措置
と思ひますが、これはこの改正法律に
おいて政府は何か特別に機械装置でも

保安廳の機関でありますところの港長の権限が法律的に設定になる。かよう

これらの面を総合しました藤芥その他が、又捨てた者についての処理につ

ならん、こゝういふことになつておりま

つて政府は先ず差切り開門、瀬戸内海のために予算を計上されておるのか、

と思ひますが、これはこの改正法律に

しなければならんという構想を以て、この法律案を立案されたのであります。現在の荷役の方法程度でいいのではないかと思ひます。若しここで何か特別の措置か、設備をしなければならんということになると、これは非常に船舶運賃の上において大きな問題が起つて来ると思ひますので、その点を伺います。

○政府委員(大久保武雄君) 只今丹羽委員の御質問は要するに施設並びに船舶の現状からいたしますれば御尤もな次第でございます。現在の船舶及び荷役施設に直ちに完璧なる脱着防止措置をせよと申ししても、これはなかなか経済的の実体、その他からいたしまして困難な註文になつて参ります次第であります。そこで現在の諸般の情勢に照らしまして、その措置を極力講じて頂くということにいたしました。まあ二十四條の第一項にございまして、

○丹羽五郎君 そうですね。現在の石炭の荷役の方法程度でいいということですね。現在石炭を本船から舢板から本船に移す場合に脱落があるので、その場合、許可を中止されるという事は、別に政府としては考へておられない。ただ濡りという程度を、この法の精神として見ていいというわけですか。

○政府委員(大久保武雄君) 只今の諸般の情勢から見ますと、條理に照しまして措置をして行くという以外にはないと思ひます。運用よろしきを得たいと思ひます。

○委員(板谷彌助君) どうも、併しなんでですね。この法律は要するに取締りだけの問題であつて、港内の清掃と云うことについて、或る程これは保安上できるだけ捨てないよう監視をする。或いは犯した者はこれに罰則を加えるというふうな事であるけれども、一面又港を綺麗にするという事は関係方面からのやかましい問題でこれができるのではないかと思ひます。こゝういふ事は、或いは民間にやらせるといふ場合があるとしても、果して引合つかどうか分らない。従つて若し引合つかない場合においてはこれに補助をやらなければならんという問題が起るわけですが、このごみ船というやつを保安廳が直轄をしてやるというだけの決意がなければ私はその目的を達することができないと思ひますが、その点についての見解はどうでしょうか。

○政府委員(大久保武雄君) 只今のところ、保安廳は勿論補助をするところまで考へておりませんが、これは今後厚生省、或いは府縣その他関係の機関もございまして、それらの関係機関と十分協議をいたしまして、極力法律の実体を考慮されますような措置を講じて行きたいと考へております。

○委員(板谷彌助君) どうでしようか。今の政府委員の答弁で、それでよろしうございませうか。

○小野賢君 そうしますと、この法律案の精神から言いますと、大体港内の、まあ平たく言えば、清掃の問題でしようが、これは海上保安廳が責任を持たれると同時に、又沈船が仮に生じた場合に、その引揚げ等については海上保安廳が責任を取る。こゝういふように了解してよろしうございませうか。

○政府委員(大久保武雄君) 港内の清掃に關しましては、水質汚濁防止に關する限り、海上保安廳が責任を持つ次第であります。尚又沈船に關しましては、海上保安廳が責任を持つ範圍は、航路の障害になつておる沈船に關してございまして、一般の沈船を船舶の操業の見地から処理するといつた場合におきましては、これは運送者の海運總局の系統の責任である。かように存じております。

○小野賢君 只今の御説明によれば、この一般のものについては、勿論運輸省としての海運總局の当該主管局で責任を取らると思ひますが、港内におきましては、大體その航路に關する責任があるのではないかと。例へば瀬戸内海とか、廣い水面しやなくして、港内の場合においては、海上保安廳が責任をとられる場合が多いのではないかと、こゝういふように想像するのですが、そのような場合の経費は、予め予算に計上されておるのですか。或いはその都度予備費等からこれを支出されるのか、從來私がかようなことを申上げるのは、港内における沈船のあるために、非常に航路が閉ざされた結果、困つた状態が戦時中以來、戦時中においても見受けられるのです。而もその引揚げの責任者というものが、ないために、在港放棄されておる。こゝういふような事情を私自身経験をして来たわけなんです。従つて港内の清掃はこの法律に定められておるようなものを清掃しなければならんという場合もありませんが、やはり沈船の問題が相当大きな支障を興える虞れがあるのではないかと。それでこの改正法律案を見ますと、こゝういふような点が全然予想

されておらない。こゝういふ感じを受けるので、先程來この点に關する質問を、実はいたしておつたやうな次第であります。同時に又経費の負担の問題に關しては、やはり海上保安廳の責任とするならば、やはり海上保安廳の責任として、この法律を御出しになる限りにおいては、予算に計上するといふ取扱をなさるべきじやないかと。若し先程お話になつたやうに、原状回復のための義務を持つておる者に負担させるというやうな方針で行くか、或いは当該地方公共團體、管理者である地方公共團體にこれを負担させるかといふやうなことも明確にする必要があるのではないかと。地方財政等の關係から申しまして、なか／＼地方の負担といふものは困難な事情があるもので、若し海上保安廳が地方に委せると、或いは原状回復義務者に委せるといふことになると、余程取締りの上で奮勵をされなければ、実現は困難であるし、従つてこの改正法案の趣旨を達成することが困難なことになるのではないかと。こゝういふ点が懸念されますので、こゝういふやうな点については、はつきり政府委員から御答弁を伺つて置きたいと、かように思つた次第であります。

○政府委員(大久保武雄君) 只今小野委員の御質問もであります。港内におきましては、比較的航路障害を起す場合が多いと存じております。ただ港域法によります港と申しますものは、非常に割合に廣く設定いたされております。航路障害を全然起さないと感ぜられませう場合、例外的にこゝういふ例もあり得る次第であります。多くの場合は、やはり港内沈船には、航路障害が多かるうと存ず

る次第であります。そこで只今の御質問の通り、沈船の引揚げに當りましては、どうしてもやはりこの引揚業者が採算上引揚げられないという場合が起り得る次第でございます。この場合におきましては、どうしても航海の安全のためには、國家が補助をして、これを揚げるという以外には別に方法はない次第であります。かような次第でありまして、先程御説明申し上げました、約八千万円の航路警備費は、どうしても揚げなければならん航路中の沈船を揚げる、かような経費でございます。そこで新しく沈船が起りまして、そうしてそれが急速に揚げなければならんという場合におきましては、或いはその船舶の所有者と引揚業者との間の一つの契約關係において処理できるという場合におきましては、その辺に委してよろしいかと存する次第であります。それがどうして困難であるといつた場合におきましては、或いは國費で補助をする、その場合においては、或いは予備金その他國における予算の措置を待ちまして、急速な措置を講ずるといふことが考へられる。かように存する次第であります。

○委員(板谷彌助君) 今の小野委員の質問の要は、船を引揚げ物にするといふ方面と、或いは港内の沈船のために、航路の安全を害するといふ、いわゆる清掃でやるというやうな目的であるならば、これに對して、運輸省の今沈船は責任においてやるというやうなお話だけれども、それにはあなたの方との連絡がつかなければならん。それをどういふやうに連絡が一体

○政府委員(大久保武雄君) 只今小野委員の御質問もであります。港内におきましては、比較的航路障害を起す場合が多いと存じております。ただ港域法によります港と申しますものは、非常に割合に廣く設定いたされております。航路障害を全然起さないと感ぜられませう場合、例外的にこゝういふ例もあり得る次第であります。多くの場合は、やはり港内沈船には、航路障害が多かるうと存ず

○政府委員(大久保武雄君) 只今小野委員の御質問もであります。港内におきましては、比較的航路障害を起す場合が多いと存じております。ただ港域法によります港と申しますものは、非常に割合に廣く設定いたされております。航路障害を全然起さないと感ぜられませう場合、例外的にこゝういふ例もあり得る次第であります。多くの場合は、やはり港内沈船には、航路障害が多かるうと存ず

ついでおりますか。

○政府委員(大久保武雄君) 只今委員長の御尋ねは、誠に双方の連絡を要する事項でございます。この点に關しましては、先般米運輸省に沈船処理委員会を設置いたされております。この沈船処理委員会で航路警戒上必要なもの、或いは船腹増強上必要なもの、そういうものをそれ／＼見合ひまして、必要な順位を附しまして、沈船の引揚げに當つておりますような次第でございます。

○委員(板谷勲助君) それからこの法律は、或る程取締りであつてできるだけ港内を綺麗にしよ、或いは炭酸なりその他捨てたものがあつたらそれを見付け取締るといふのであるけれども、併しこれではその目的を達する事はできない。港内の掃除といふことについては……であるから、厚生省その他いろいろ御相談になるといふことであるけれども、一体港内を綺麗にするといふことについては、私は先の北海道における一例も申上げたやうなわけでありまして、一体その責任の所在といふものは明らかではない。誰が捨てたとか、誰がどうしたとか、分らないといふことになる、結局海上保安廳がごみ船を直轄にするといふか、とにかく保安廳の責任において港を綺麗にする何らかの方法を講ぜざる限りは、目的を達することはできないと僕は思ふのです。どうです。

○政府委員(大久保武雄君) 海上保安廳はやはり取締機關でございます。ために、建前といたしましてはごみ船は、或いは業者に持たせるか、或いは港の経営管理者にこれを持つことを極力懇願いたしまして、法律の目的に副い

すように勤めて参りたい、かように存じております。

○委員(板谷勲助君) どうももうまく行かない。どうですか、外にお尋ねはありませんか。
○大隈憲二君 この船舶の航行を安全にするために、清掃問題が起つてゐるんですが、須賀港あたりの場合は、非常に民間で清掃希望をされている人がある。これはなぜかといふと、相当金目のものがその軍港当時に入つておつた。従つてこれは清掃すると相当な利益がある。こういうことを狙つて清掃を希望している人があるのであります。ですからこの若し港内の清掃という場合には、港によつては相當な清掃をして利益が挙る。こういうやうなことが港によつてあると私は考えます。従つて今清掃問題が非常に論点になつておる。今政府委員の御説明では、どこに責任があるか、これははつきりしない。場合によつてこれは許可をすれば相當に民間で希望している人があると考へておられますから、こういうことを政府委員の方では何か考へておるか、聞きたいと思ひます。

○政府委員(大久保武雄君) 御質問の通り非常にそういう事象があるのでございませぬ。そこで沈没しております石炭その他を漂うと言ひました場合におきましては、やはり港内におきましては、相當船舶の交通と關係がございませぬので、港長がこれを承認を與へまして、統制を取りつつ清掃に當る、かような措置を取ることに相成つております次第であります。

○委員(板谷勲助君) それは大隈君、例えば石炭だとか、そういうやうなもののはわざと落とす。けれどもそれは

海の底にあるやつを漂うという、今あなたのお説のように、そういうものはあるけれども、大体あなた、表面に流れておるのはごみだ、いろいろなごみだ。これは金目のものじゃない。これは誰が投げたか分らない。それでやはり關係方面が命令して、これをすつかり綺麗にしよ、こういうのです。その費用を從來はまあ市が負担しておるというやうな事になつておるけれども、併し港の安全の上において、地方財政が非常に困難であるからして、それのごみ船を保安廳の責任においてやつたらどうだといふ、それは僕の私案なんだ。やれと言つてもやれやしないですよ。

○大隈憲二君 金がないからなか／＼やれませぬよ。
○委員(板谷勲助君) 併しそれはできるだけ何か方法をお講じにならないければ、取締ばかりじゃなく、港を綺麗にするという目的に副うやうに一つお考へを願ひたい。

○政府委員(大久保武雄君) 先般米御質問の、港内清掃に關する責任の分界が不明確であるという御趣旨は誠に御尤もでございます。この点は現在における港の経営体が先般も御質問がございましたやうに、非常に錯綜をいたしておりましたやうに、そこでこの港長は取締交通安全の交通警察の取締面から出ております行政機関であり、その線の法律でございます。そこで港の経営者がその施設を整頓して維持して行くという面の一つの法律体系といふのは、まあ申せば、港法とでも申しますか、そういう系統の法律案においても或る程度調整しなければならぬ問題であろうと存する次第でございます。

○委員(板谷勲助君) 併しそれは

す。この点に關しましては非常に廣汎な諸問題を含んでおります。また私共の方の所管外でございます。また私ども、政府としまして一致しました意見ができておりましたために、徹底的に明確になつておられません点は御了承願ひたいと思ふ次第であります。

○委員(板谷勲助君) ちよつと速記を止めて下さい。
〔速記中止〕
○委員(板谷勲助君) 速記を始め

○説明員(樋口謙夫君) 簡単に、今問題になつておりました港内清掃の点につきまして申上げますと、港を經營しております港の管理經營者が、自分でその港内を綺麗にするやうに清掃手段を講じておるといふことは御承知と思ひます。例えば港の中にガバー、ボートと言ひまして塵芥船なんか、市又は縣で準備されておりました、それが船から出ますところのごみ、或いは臨港地帯から出ますごみをその船に積み込みまして、港長の指定する境界外の邊の方に棄てるというの御承知のことと思ひます。併し御承知のやうに不可抗力の事由によりまして、港内が不潔になるとか、或いは港内の諸水路が阻害されるといふやうなものにつきましては、勿論港の管理經營者自体も努めてやつておりますが、公共團體においても財源的にも限定のある問題でありまして、この点につきまして、從來から海運總局の港務局で手算的の措置を取りまして、或る一定の補助を與えて清掃しておるのが実情でございます。併し大型船、例えば五百トン以上の鋼鉄船といふやうなものにつきましては、主としてはその存在が

水路の大きな障害になりますので、海上保安廳法の建前から航路警戒の第一責任者は海上保安廳にあるという見地から、海上保安廳で航路警戒費用をいたしまして予算的措置を講じて、これの除去に當つておるわけでございます。考へ方といたしましては、法規的の措置につきましては、先程からお話のありましたやうに確然たるものがありませぬが、目下そういうものをつきりすべく海運總局で立案中のやうに聞き及んでおります。併しやり方といたしましては先程申しましたやうに、港の管理經營者が恰かも陸上における清掃を都なり市なりがやつておると同様に、港におきましては港の管理經營者が第一的にはやるやうなのが從來の行き方でありませぬ。但し先程申しましたやうに、財源的に非常に窮乏を告げておる現在、又不可抗力の事由に基きましたものにつきましては、先程申しましたやうな区分によりまして、政府がそれ／＼予算的措置を講じて、これを完全に行わんとしておりますのでございませぬ。但し非常に國家財源の窮乏の折衝關係極端の感がありまして、それが完全に行われぬといふことは我々も遺憾に思つておる次第でございます。

○委員(板谷勲助君) そうすると、結局原則として港の管理をしておるところの府縣がやるべきものであつて、財政上困る場合においては港務局の方から場合によつて補助を出す、こういうのですか。
○説明員(樋口謙夫君) 今まで大抵港務局が補助しておるのです。
○委員(板谷勲助君) それじゃそれでよろしいと思ひますか。

議いたしまして、法律の目的に副い
 なるものはわざと落とす。けれどもそれは
 問題であろうと存する次第でございます
 トン以上の銀船というふうなものに
 つきましては、主としてその存在が
 ○委員長(板谷順助君) それじやそれ
 でよろしいと思っておりますか。

○丹羽五郎君 ちよつと今の政府委員
 の説明は足りないように思いますが、
 結局私共の今尋ねんとすることは、
 不可抗力における港の汚濁、又港が埋
 つて来るといふことによつて私共は訊
 くんでなく、この取締の対象になる項
 によつて来た汚濁はどこがやるのかと
 いうことをお尋ねしておるわけであ
 ります。或いは海上からごみを港へ入
 て来るといふような点でなく、この
 取締規則の対象になるべき項によつて
 汚濁したものをどこがやるのか、その
 点をお尋ねしておるのです。

○政府委員(大久保武雄君) 故意によ
 つて港を汚濁した行爲にあつては、故
 意によつてそういう行爲を行いました
 もの自体に原状回復の強制をいたしま
 すわけでございます。

○丹羽五郎君 それはあとの、港則法
 の改正の末尾に罰金刑或いは体刑とか
 何とかいうものがありますが、それ
 によつて制裁をして行くだけなんで
 ね。

○政府委員(大久保武雄君) 処罰の外
 に現実の原状回復の行爲自体をやら
 せるのです。

○丹羽五郎君 そうすると原状回復さ
 せるのですか、罰金刑及び体刑、これ
 は体刑はなかつた筈だが、罰金刑以
 外に体刑もあつたかな、その原状回
 復させるのですか。

○政府委員(大久保武雄君) そうで
 ず。取除かせるわけでありませぬ。

○丹羽五郎君 原状回復は保安廳の規
 定によつて原状回復は法律的にできま
 すか。

○政府委員(大久保武雄君) 原状回復
 を命じます場合は故意の場合です。で
 すから濡りでないと思つた場合に

おきましては、その点は辭断をいたし
 ます。濡りにいたしました場合におき
 ましては、それを取除かせることを命
 ず、かように相成るわけでございます
 す。

○委員長(板谷順助君) それじやどう
 ですか、この程度で以て質疑は打初りま
 すか、それでは質疑は終了したもの
 と認めます。これより討論に入りま
 す。別に御発言もないようであります
 から……

○丹羽五郎君 この港則法の今度の改
 正は極く法案そのものから見ますなら
 ば、特定港を止めて港にするというこ
 と、又港内の取締の一部の改正とい
 うこととありますが、只今我々の十分言
 わんとするところは今の政府委員の答
 弁によつて聴きましたので、私はこれ
 によつて質疑を打切つたらとさうに
 考えますか。

○委員長(板谷順助君) 外に御意見は
 ありませんか、御意見はないよう
 でありますから、討論は終局いたしま
 した。これより採決に入ります。本案に
 賛成の諸君の挙手を願います。

(議員挙手)
 ○委員長(板谷順助君) 全会一致可決
 すべきものと決定いたしました。尙本
 会議における委員長の口頭報告の内容
 は、本院規則第百四條によりまして予
 め多数意見者の承認を受けなければなら
 んことになつておりますが、これは
 委員長において本案の内容、委員会
 における質疑應答の要旨、討論の要旨
 及び表決の結果を報告することに御承
 認を願うことに御異議ございません
 か。

「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○委員長(板谷順助君) 御異議ないと

認めます。
 それから本院規則第七十二條により
 まして委員長が議院に提出する報告書
 には多数意見者の署名を附することに
 なつておりますから、本案を可とす
 る方は順次御署名を願います。

多数意見者署名
 小野 哲 飯田精太郎
 丹羽 五郎 入交 太蔵
 大隅 憲二 内村 清次
 橋本萬右衛門

○委員長(板谷順助君) それではこの
 次に運賃の法案について審議を繼續
 いたします。
 本日はこれにて散会いたします。
 午前十一時四十五分散会
 出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君
 理事 小野 哲君
 委員 丹羽 五郎君
 内村 清次君
 大隅 憲二君
 橋本 萬右衛門君
 入交 太蔵君
 飯田 精太郎君

政府委員
 運輸政務次官 加藤常太郎君
 運輸事務官 藪谷 虎芳君
 局(鐵道總局業務局長) 大久保武雄君
 運輸事務官 長 海上保安廳長 猪口 猛夫君
 説明員 運輸事務官 (海上保安廳保
 安局海務課長)

昭和二十四年五月十四日印刷

昭和二十四年五月十六日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局